

千葉市水道局告示第32号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 5年 8月 14日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	千葉県船橋市米ヶ崎町729番地
商号	有限会社ダイケン
代表者	代表取締役 太田 将彦
指定年月日	令和5年 7月 25日
指定番号	第327号